

かいてき 便り

平成 16 年 12 月 1 日発行 第5号

INDEX

の動向

「都国保連主催による介護サービスシンポジウム開催」

「介護給付適正化推進運動の実施」

報酬算定・運営基準のQ&A

「訪問介護において、マッサージは介護報酬として算定されるの？」

お知らせ

「台風 23 号及び新潟県中越地震に関する介護保険事業の運営について」

「かいてき便り」を東京都介護サービス情報に掲載しました」

都国保連主催による介護サービスシンポジウム開催

最近の動向

さる 11 月 19 日、九段会館ホールにて、第 5 回介護サービスシンポジウム（都国保連主催）が開催され、小雨の中、800 名を超える介護事業者、介護保険関係者が聴講に訪れました。

開会に先立ち、小濱事務局次長から国保連合会の役割について挨拶があった後、来賓の野村高齢社会対策部長（東京都）から「制度の適正な運営に向け、一層の支援を行っていく」旨の挨拶がありました。

また、「現場から見た介護保険」と題し、天本宏氏（医療法人財団天翁会理事長）から介護保険の理念をはじめ、苦情内容、医療安全対策等をテーマとした基調講演が行われたほか、後

半には引き続き天本氏がコーディネーターとなり、「介護現場におけるリスクマネジメント」と題したシンポジウムが行われました。新津ふみ子氏（ケア・コーディネーション研究所所長）他 3 名のシンポジストから、日頃の業務の中で経験した事例を通し、現場でのリスクに対する適切な対応策や取組内容について熱心な意見が交わされ、最後に天本氏から「制度が改正された後も、核となるのは事業者であり、事故防止のためには適切な組織作りが大切」との発言のもと、シンポジウムは盛況裡に終了しました。



基調講演（天本氏）の様子

介護給付適正化推進運動の実施

最近の動向

～ 全保険者が第一歩を踏み出そう！ ～

昨年度より介護保険サービスの適正な利用の推進が課題となり、各方面で取組みが行われているところですが、介護サービスが真に所期の効果をあげているかどうか、又、不適正・不正な介護サービスはないかとの視点からは未だ改善の余地があると指摘されています。厚生労働省では、適正化への理解をさらに深め、国・都道府県・市町村が連携して介護給付の適正化に取組むため、本年 10 月より「介護給付適正化推進運動」を実施することとしました。具体的には、以下の 4 点を中心に実施していく予定です。

- (1) 効果的な適正化事業実施例を踏まえた取組
適正化対策の先駆的保険者を目標として、すべての保険者が適正化に取組むこと
- (2) 不正・不適切な請求への対応
国保連適正化システムにより特異的な傾向を示している事業所への調査（照会）
大規模事業所等への指導監査
- (3) 運動の目標の目安、成果
介護給付費の 1% 程度の抑制を運動の目安とする

Q: 訪問介護において、マッサージは介護報酬として算定されるの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 居宅を訪問してのマッサージ行為は、当該行為を行う者の資格に関わらず、訪問介護の身体介護には該当しません。従って、訪問介護員である整体療術師等が利用者の居宅を訪問してマッサージを行った場合も算定できません。

なお、訪問介護は、「居宅において介護を受ける者の居宅における、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の世話」(介護保険法第7条6項・施行規則第5条)とされています。

台風23号及び新潟中越地震に関する介護保険事業の運用について

お知らせ

新潟県中越地震により、多くの方々が被災し、未だに通常の生活を送ることに困難をきたしている状況にあります。この地震による被災者に対しては、厚生労働省より下表に記載のとおりの特例的な取扱いをすることとしました。

【被災者に係る被保険者証について】

被保険者証を消失又は家屋に残したまま避難していることにより、介護サービス事業者に提示できない時は、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したと同様の扱いとする(要介護認定の申請を行う場合も同様とする)。

被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、速やかに再交付申請の勧奨をすること

【利用者負担の減免、保険料の徴収猶予・減免について】

被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な費用を負担することが困難な者については、法第50条又は第60条にもとづき、市町村の判断により利用者負担を減免できる。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例にもとづき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができる。

【被災地域の居宅サービス事業者等の介護報酬請求等について】

震災により流失又は棄損したデータ等に係る介護報酬請求の取扱い

災害発生日の属する月前3ヶ月間における月平均介護報酬支払額を、災害発生日の属する月の初日から災害発生日までの日数をその月の総日数で除して得た数を乗じて算出した額で請求する(国保連への介護報酬の請求にあたっては、市町村の発行する罹災証明書の写しを提出すること)。

【災害等による定員超過の特例的措置について】

避難生活を送る要介護高齢者及び要支援高齢者の生活を支援するため、被災者の受け入れにより、利用定員が超過した場合

災害等やむを得ない事情に該当し、介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応共同生活介護、通所介護においては、100分の70の減算を行わない。

「かいてき便り」を東京都介護サービス情報に掲載しました

お知らせ

「かいてき便り」は国保連合会へ紙媒体で請求している事業所には郵送で、又、伝送で請求している事業所には伝送にて送付しているところです。この度、第1号からの「かいてき便り」を東京都介護サービス情報の「書式ライブラリー」に掲載しましたので、ご参考にしてください。